



# 長崎県美しい景観形成計画

— 美しい長崎景観宣言 —



美しい景観形成推進施策の概要

令和2年1月

 長崎県

目的

長崎県は、諸外国との交流の歴史や日本の近代化に貢献した造船、石炭産業などの影響により、独自の文化や生活様式が生まれ、特徴的なまちなみが数多く形成されてきました。

本県独特の景観は、それらのまちなみと変化に富んだ地形や豊かな自然景観が相まって創り出されたものです。しかし、近年の経済活動や産業構造の変化などにより、これら独特の景観は徐々に失われつつあります。

人口の県外流出と産業経済の停滞が続く本県にとって、県民が誇りと愛着を持ち、県外の人々が訪れてみたいと感じる県土づくりを進めることは、重要な課題のひとつです。

その意味で、魅力ある固有の景観を守り、育み、あるいは新たに創り出して次世代へ継承する取組を進めることは、定住人口、交流人口の拡大にも繋がる重要な方策であり、官民が役割分担し、効果的、かつ効率的に継続する必要があります。

今回策定した「長崎県美しい景観形成計画」により、住民、事業者、市町等と一体となった景観づくりを進め、生活空間や観光資源としての魅力を高めることで、地域の振興に寄与することを目指します。

1. 目標

- ① 蒼い海と火山の自然景観の保全
- ② 海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観の保全
- ③ 生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観の育成
- ④ 代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観の構築
- ⑤ 景観づくりを支える担い手づくり

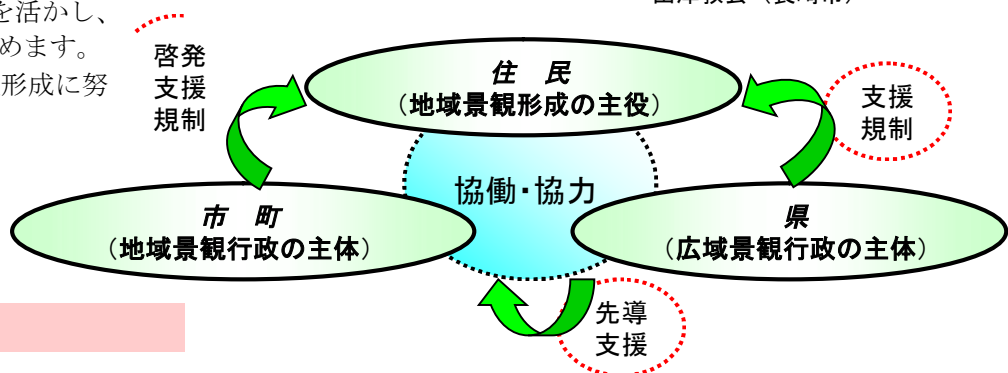


出津教会（長崎市）

2. 各主体の役割

地域景観形成は、その特徴を活かし、住民と市町が主体となって進めます。

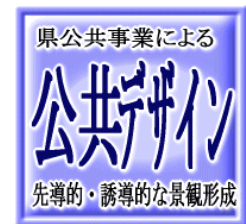
県は、その支援と広域景観形成に努めます。



3. 方針

「1. 目標」実現のため、「2. 各主体の役割」を踏まえ、県が行うべき景観施策に係る方針を以下のとおり定めました。

- ① 市町をまたぐ広域的な景観形成 (※1)
- ② 地域主体による景観形成活動への支援・活性化
- ③ 県公共事業による先導的・誘導的な景観形成



※1 県が主体的に市町間の調整、支援を行うほか、地域景観を規制・誘導する制度がない市町の区域では、広域景観形成の観点から、当面の間、県が事業者に対し予防的な景観配慮を求めています。

I 重点施策

1. 広域景観形成推進事業



世界遺産候補や主要観光地を結ぶ広域ルート、世界ジオパークなどの広域エリア等において、本県を代表する広域的な景観を重視し、関係者と連携しながら総合的な景観形成を行います。





## II 基本施策

### 1. 活動サポート事業

住民と市町が協働して継続的に取り組む景観まちづくり活動を、計画策定から協働体制構築、施設整備まで支援します。（景観行政団体である市町に限ります。）

| 事業名            | 補助対象   | 補助率及び限度額<br>(※2)        |
|----------------|--|-------------------------|
| 景観計画等策定事業      | 市町が行う景観計画及び景観計画に沿った各種計画、ガイドライン等の策定に係る費用  | 事業費の4/10又は1/2、400万円まで   |
| 景観形成関連事業       | 県の重点地区等（広域景観形成推進地域、世界遺産関連地域など）において、市町の計画に沿った景観まちづくり活動（主としてハード事業）に係る費用（建造物の修景費用など提案によるもの） | 事業費の1/3～1/2、1,500万円まで   |
| 広告景観重点整備地区支援事業 | 広告景観重点整備地区において、当該地区の広告景観形成基準に則して行う屋外広告物の除却、改修又は新設に係る費用                                   | 除却・改修40万円まで<br>新設25万円まで |

※2 事業が複数年度にわたる場合は、別途上限額を設けています。

### 2. 景観資産登録制度

個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや文化的景観、あるいは地域景観の核となっている建造物や樹木を登録し、その内容を広く周知します。

また、登録した建造物等の所有者が実施する保全・活用事業を、市町と共同で支援します。



景資第2-144号 旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂（波佐見町）

■整備事業費の補助（保全のための修理、活用を前提とした修景等）

| 登録対象 | 補助率及び限度額            |
|------|---------------------|
| 建造物  | 事業費の1/3～1/2、200万円まで |
| 樹木   | 事業費の1/3～1/2、50万円まで  |



### 3. アドバイザー派遣制度

住民や市町並びに県の機関が、美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合、あらかじめ登録した関係分野（※4）の専門家を派遣し、技術的な支援を行います。

#### ※4 関係分野

建築設計、景観まちづくり、土木設計、観光、都市計画  
地域振興、社会工学、ランドスケープ、造園、照明設計  
屋外広告物ほか



### 4. 公共デザイン推進制度

県及び県と一体となって市町が行う建造物等の整備事業並びに県の重要な景観・まちづくり関係施策の対象区域内で市町が行う建造物等の整備事業のうち、地域景観への影響が大きい事業について、専門家によるデザイン支援及びガイドライン（景観に配慮した公共事業事例集）の作成により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町や民間の施設整備への波及を図ります。



デザイン支援事例：西海橋公園トイレ（佐世保市）



景  
観  
施  
策

### 5. 大規模建築物等の規制・誘導

【平成24年4月1日施行】

大規模な建築物や工作物の建設や開発行為は、地域景観に影響を与える可能性が高いため、県では、周辺景観との調和を目的として、景観行政団体（※5）以外の市町の区域において、景観法を活用し予防的行為の規制・誘導を行います。（景観行政団体である市町では、当該市町がその特色を活かした規制・誘導を行います。）

#### ※5 景観行政団体

地域における景観行政を担う主体  
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、新上五島町の12市4町  
(令和2年1月 現在)



# 長崎県美しい景観形成推進条例

平成 23 年 3 月 25 日 長崎県条例第 18 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画区域内における行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことのできる県土の実現、生活環境の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観行政団体 法第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体をいう。
- (2) 景観計画 法第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。

### (基本理念)

第 3 条 県土の美しい景観形成は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 美しい景観形成は、～中略～ 県民に共通の資産として、現在及び将来の世代にわたって県民がその恵みを享受できるように適切に行われるものであること。
- (2) 美しい景観形成は、～中略～ 地域の特性を伸長させるとともに、県民のこれらに対する誇りと愛着を醸成するように進められるものであること。
- (3) 美しい景観は、～中略～ 適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その保全及び創造が行われるものであること。
- (4) 美しい景観形成は、～中略～ 地域の活性化に資するよう、その形成に向けた市町、事業者及び県民の主体的かつ積極的な取組を通じて行われるものであること。
- (5) 美しい景観形成は、県、市町、事業者及び県民の適切な役割分担のもとに、相互に連携し、協力することによって、行われるものであること。

### (県の役割)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観形成を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、美しい景観形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する県民及び事業者（以下「県民等」という。）の理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県は、公用又は公共の用に供する建築物等の整備に当たっては、地域の美しい景観形成の推進に関し先導的役割を担うよう努めるものとする。
- 4 県は、美しい景観形成に関する市町及び県民等の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援及び協力を行うものとする。
- 5 県は、市町及び県民等の美しい景観形成に関する取組の広域的な調整を行うものとする。

### (市町の役割)

第 5 条 市町は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした美しい景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、地域の景観に配慮した事業の実施に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

### (県民の役割)

第 7 条 県民は、基本理念にのっとり、美しい景観形成についての関心と理解を深め、地域の特性に応じた美しい景観形成に関する活動を実践するとともに、県又は市町が実施する美しい景観形成に関する施策に参加し、協力するよう努めるものとする。

## 第 2 章 美しい景観形成計画

### 第 1 節 美しい景観形成計画の策定

#### (美しい景観形成計画の策定)

第 8 条 知事は、美しい景観形成を総合的、計画的及び広域的に推進するため、景観計画を含めた長崎県美しい景観形成に関する計画（以下「景観形成計画」という。）を定めるものとする。

2 景観形成計画には、法第 8 条第 2 項の規定により景観計画に定めるところとされる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 美しい景観形成の推進に関する目標
- (2) 美しい景観形成を推進するための施策に関する基本的な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、美しい景観形成の推進に関する必要な事項

3 知事は、景観形成計画（景観計画に係る部分を除く。第 5 項において同じ。）を定めようとする場合は、あらかじめ、県民等の意見を聴き、長崎県美しい景観形成審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

－ 第 4 項、第 5 項 略 －

### 第 2 節 行為の規制等

#### (適用区域)

第 9 条 この節の規定は、景観行政団体以外の市町の区域について適用する。

－ 第 10 条～第 20 条 略 －

### 第 3 節 景観形成計画の推進に関する施策

#### (活動サポート事業)

第 21 条 知事は、美しい景観形成に関する地域における継続的な取組を促進するため、市町の長の申出により、次に掲げる取組を認定することができる。

- (1) 市町が行う景観計画その他の当該市町の景観形成の推進に資する方針等の策定
- (2) 市町又は県民等が景観形成のための活動に関して組織する団体（以下「住民団体」という。）が提案する市町と当該市町の住民等との協働体制の構築に資する主体的かつ創意工夫のある活動等
- (3) 市町又は住民団体が提案する主体的かつ創意工夫のある美しい景観形成に関連する事業（前号に掲げるものを除く。）

－ 第 2 項～第 4 項 略 －

#### (まちづくり景観資産)

第 22 条 知事は、美しい景観形成の推進に資すると認められる建造物、樹木、集落、自然景観等を、市町の長又は当該建造物等を所有する県民等の申出により、まちづくり景観資産として登録することができる。この場合において、県民等は、当該建造物等が所在する市町の長の推薦を得るものとする。

－ 第 2 項～第 4 項 略 －

#### (美しい景観形成アドバイザー)

第 23 条 知事は、美しい景観形成に関する専門的な知識、技術又は経験を有すると認められる者を美しい景観形成に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録するものとする。

－ 第 2 項 略 －

3 知事は、美しい景観形成に資すると認められる場合は、市町又は県民等の求めに応じ、アドバイザーを派遣することができる。

#### (広域景観の形成)

第 24 条 知事は、本県を代表する景観を結ぶ区域その他これに準ずる区域で、美しい景観を生かした観光その他の地域間の交流の促進による地域の活性化が見込まれるものを、広域景観形成推進地域として指定することができる。

－ 第 2 項、第 3 項 略 －

#### (財政上の措置)

第 25 条 県は、景観形成計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

－ 第 3 章 第 26 条、第 27 条 略 －

## 第 4 章 雑則

#### (景観行政団体である市町との関係)

第 28 条 県は、この条例に基づく施策を推進するに当たっては、景観行政団体である市町が行う施策を尊重し、配慮するものとする。

－ 第 29 条、第 30 条 略 －

#### 附則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 章第 2 節の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

－ 経過措置 略 －

令和 2 年 1 月 第 5 版

お問合せ先：長崎県土木部都市政策課景観まちづくり班  
TEL:095-894-3151 (ダイヤルイン)  
E-Mail:toshikeikaku@pref.nagasaki.lg.jp